

# 交番だより

古賀交番  
3月号



国道495号線上の追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制が一部解除されます。

【解除路線】

国道495号

【解除区間】

花見の里交差点から下府交差点の間

回覧

自転車走行空間の整備による自転車通行部分の確保に伴い、一部ではみ出し禁止規制を解除することとなりました。

ただし、解除されてもはみ出して通行できるのは、以下の場合です。

- ① 道路の破損、道路の工事その他の障害（駐車車両等）で左側部分の通行ができないとき
- ② 道路右側部分を見通すことができ、反対方向から交通を妨げるおそれがないとき

また、交差点及びその手前30メートル以内や横断歩道及びその手前30メートル以内は追越しが禁止とされています。

※ 道路の幅が狭い区間では、車道を走行する車等が自転車を追越せない状況が発生すると予想されます。

そのような不具合を解消するための解除となりますので、ご協力をお願いします。

※ 規制解除は令和4年3月中を予定しています。



## 子どもの交通事故防止

歩行中の交通事故死傷者は年齢別に見ると、7歳児が突出して多い傾向があります。

4月からの新入学する児童は、新たに交通社会の一員となりますが

**道路上の危険に関する知識が未熟**

**保護者と離れて単独で行動する機会が増加**

などなど、交通事故に遭う危険性が高まります。

悲惨な事故から子供達を守るため、大人が手本となって交通ルールマナーをしっかりと教えましょう。

ドライバーの方は下校時間である15時から17時は特に児童のとっさの動きに注意しながら、安全な速度と車間距離を保って、歩行者に配慮した運転をお願いします。



## 自転車盗に注意！！

《古賀市内での発生状況》

現在、JR古賀駅やJR千鳥駅の駐輪場で自転車の窃盗事件が多発しています。



《盗難対策》

自転車を駐輪する際には、二重ロック（前輪と後輪の2箇所に鍵をかける）をして駐輪しましょう。

▼ 緊急の際は… ▼

110番

▼ ご相談は… ▼

#9110 平日 9:00-17:45

我が街を守る立番パトロール (粕屋警察署)092-939-0110

※直接交番に繋がる電話は廃止となりました。